

# 「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」の概要

令和元年6月  
消費者庁食品表示企画課

## 1 概要

本府令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）、消費者庁組織規則（平成21年内閣府令第58号）、内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成21年内閣府令第59号）及び食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）について所要の改正を行うものである。

## 2 改正の趣旨・内容

改正法の施行に伴う引用条項の条ズレ等の改正を行うもの。

## 3 公布日及び施行日

公布：平成31年2月22日（関係政令等<sup>\*</sup>と同日公布）

施行：令和2年4月1日（改正法の施行日）

### ※関係政省令

- ・健康増進法施行令の一部を改正する政令
- ・健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令
- ・健康増進法施行規則等の一部を改正する省令
- ・健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこ（厚労省告示）